

社会福祉法人慶和会役員等の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 慶和会（以下「当法人」という）定款第8条第1項、第10条第1項第2号、第3号および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等)

第2条 理事長、常任理事、施設長である理事には、別表1で定める額の報酬を支給し、賞与は支給しない。ただし、施設長である理事には職員給与規程第20条に規定する退職金を支給する。

第3条 役員等の報酬は、別表2に定める額とする。ただし、理事長、常任理事、施設長並びに副施設長である理事には、支給しない。

第4条 副施設長である理事には、職員給与規程で定めるところの給与及び退職金を支給する。

(旅費等)

第5条 役員等が法人業務のため出勤並びに出張したときは、別表3で定める旅費を支給する。

第6条 前条にかかわらず理事長及び施設長、副施設長である理事に対しては、職員給与規程第8条で定める通勤手当及び職員旅費規程で定める旅費を支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、議決の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人慶和会役員等の報酬及び旅費に関する規程（平成26年6月2日施行）は、廃止する。

別表1

役職名	報酬月額
理事長	300,000円
常任理事	150,000円
施設長	360,000円

別表 2

役職名	報酬日額
役員等	10,000円

別表 3

交通手段	支払額
公共交通機関	実費
自家用車	移動した距離1キロメートル 当たり60円及び必要な高速 道路等料金